

## 養父市舗装業者選定基準

### (目的)

第1条 この基準は、市の入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市が発注する舗装工事の指名に係る必要な要件を明確にすることにより、養父市条件付一般競争入札実施要綱(平成16年養父市告示第 号)に基づく参加資格及び養父市建設工事入札参加者取扱要綱(平成16年養父市告示第号)に基づく指名業者の選定を適正に処理することを目的とする。

### (定義)

第2条 この基準に示す「舗装工事」とは、建設工事において舗装工事費の割合が直接工事費のおおむね50パーセントを超えるものをいう。

### (選定要件)

第3条 選定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる要件のすべてを具備した者でなければならない。

- (1) 施工体制については、常勤の技術者(1級又は2級舗装施工管理技術者)を有していること。
- (2) 施工機械については、マガダムローラー、タイヤローラー又はフィニッシャを1種類以上所有し、又はリース契約を締結し、かつ、保守及び管理を行って常時使用可能な状態にあることを確認できること。

### (資格確認)

第4条 申請者は、舗装工事登録調書(別記様式)に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 技術者については、1級又は2級舗装施工管理技術者の資格者証及び雇用が確認できる書類(健康保険証等の写し)
- (2) マガダムローラー、タイヤローラー及びフィニッシャについては、所有する者にあつては車検証の写し、リースを行っている者にあつてはリース契約書及び車検証の写し

## 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

この基準は、平成21年2月25日から施行する。